

地方からの提案個票

＜関係府省第2次回答まで＞

重点	ヒアリング事項	ページ
21	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	1
31	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	4
18	福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し	7
2	各種経由事務の廃止	10
32	導入促進基本計画の策定の廃止等	43

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理 番号	340	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。

具体的な支障事例

申請者が老齢年金を受給している場合、法令上年金額を上回る手当額のみ受給可能である旨を説明しているが、公的年金の中でも取り扱いに差異があることなどが原因で合理的な説明が難しい状況である。

具体的には、障害基礎年金を受給する場合、子の加算部分のみが比較調整対象になることが挙げられる。子の加算部分に限定した法改正の根拠には「就労ができなくとも、手当額から控除される」状況を回避するためとあるが、老齢年金を受給中の場合にも同様のことが言えると考ええる。

また、老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことから、児童扶養手当及び公的年金が「稼働能力の低下に対する所得保証」であり、趣旨が重複しているため控除の対象とするの考え方は、制度の変遷の中で矛盾を生じる原因となっている。

老齢年金のみで生活をしている場合、その総所得金額は児童扶養手当の所得制限限度額を下回る金額で生活をしている場合が多く、老齢年金のみでこどもの養育をするのに十分な手当が支給されているとはいえない。そのため、児童扶養手当の所得制限限度額の趣旨も考慮して、実態に則した手当額の算定をすべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

老齢年金の受給額が児童扶養手当を上回る場合に手当が停止することに対して、受給者が趣旨を理解できず、審査請求に発展している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公的年金の中での取り扱いの差異が解消され不公平感がなくなり、かつ、受給者への合理的な説明が可能になる。

老齢年金のみの受給で、総所得金額が所得制限限度額を下回っている受給者に手当が支給されることで、本来に必要とする市民への手当支給が可能になる。

根拠法令等

児童扶養手当法第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、宍粟市、高知市

○老齢年金を繰り上げて受給していることが後から発覚した養育者から、過払い分を返還してもらおう事案があった。返還を求めている中で、「なぜ併用ができないのか。生活に困っているのに、返還なんて難しい。今後どうやって生活していけばいいのか。」という話になった。確かに、老齢年金は子どもの養育のために受け取っているわけではないので、検討が必要と感じる。

○対象児の母が離婚後に子を監護していたが、母の養育放棄により対象児の祖父母が孫を監護しているケースで、受給者である祖父が老齢年金を受給したために、年金併給の調整により手当が全部停止になった。かつ、年金受給の届出が受給開始から約一年経過していたため、年金の受給開始に遡って手当返還の必要が生じた。分割での返還を予定しているが、年金収入をもとに生活しており、対象児の生活費や進学に係る費用についても負担しなければならない状況のため、返還が困難な状況になっている。

○提言が実現することにより、実態に則した手当の支給が可能になる。

○直系の4等親内の親族のひとり親等（例：祖母）が老齢年金を受給し、児童を監護している者の児童扶養手当支給額の算定は、老齢年金以外の収入、所得額を算定する等に、規定の変更を願いたい。老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことは、原提案と同意見である。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当と公的年金については、

- ・「稼働能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、
- ・稼働能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではない

ため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものであり、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題も踏まえると、御指摘の改正は困難なところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「児童扶養手当と公的年金が、「稼働能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しているため、重複した所得保障を避けるため併給は認められない」との回答であれば、障害基礎年金等を受給している場合には「子の加算部分」のみを手当額からの控除対象としており、本体部分（子の加算部分以外）は控除対象外としていいることと整合性が取れないと考える。仮に、障害基礎年金等の場合にも「稼働能力の低下に対する所得保障」という考え方は変えず、「併給調整方法の見直し」で対応しているとすれば、老齢年金等でも同様に併給調整方法の見直しができるのではないかと考える。

過去に障害基礎年金等の併給調整方法の見直しに際して、「障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題とされていたように、「老齢年金を受給しているひとり親家庭は年齢等を理由に就労ができなくとも老齢年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題となると考える。

また、児童扶養手当の「ひとり親になることによる稼働能力の低下」と老齢年金の「高齢化に伴う稼働能力の低下」は所得保障の目的が大きく異なることから、重複した所得保障にはならないと考える。

上記に加え、障害年金と老齢年金の併給調整方法の考え方が異なることで、児童扶養手当の受給資格者に対して合理的な説明ができず、住民対応で苦慮していることや、場合によっては審査請求に発展するなど、業務に支障が出ている実態も踏まえ、制度の見直しを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

稼得能力の低下に対する所得補償という性格は同じであるとしても、児童扶養手当は児童を養育する者の稼得能力の低下に対して支給されるのに対し、老齢年金は受給者が高齢になったことによる稼得能力の低下に対して支給されるものであり、支給の趣旨は異なるのではないか。

老齢年金等の併給調整の方法についても障害基礎年金等の併給調整の見直しと同様に、稼得能力の低下に対する所得補償という性格は維持した上で、きめ細かく家庭ごとの事情を分析し、見直すことができるのではないか。

親族里親制度については、子どもの扶養義務者に該当する親族（祖父母、兄弟姉妹等）に対象が限定される制度ではあるが、さらに周知を徹底する必要があるのではないか。

各府省からの第2次回答

児童扶養手当と公的年金については、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではないため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものである。

一方で、住民対応に苦慮しているケースなどを踏まえ、必要な周知資材の作成等、自治体での住民対応の負担軽減に資するような対応を検討していくとともに、老齢年金と児童扶養手当の併給調整を受ける者の実態について調査により把握し、その結果を踏まえて対応を検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	131	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	131)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉主事の任用資格要件の緩和

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。

【要件緩和の内容】

社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。

具体的な支障事例

【現行制度】

社会福祉法においては「指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉主事でないといけない。」とされており、生活保護の支援事務に従事する職員(査察指導員・ケースワーカー)には社会福祉主事の任用資格が必要となっている。

なお、社会福祉主事の任用資格は、一定の要件を満たした者のうち、次の1～5いずれかに該当する者に限られている。

- 1 大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者
- 2 知事指定の課程を修了した者(通常は「社会福祉主事資格認定通信課程」を修了した者)
- 3 社会福祉士
- 4 略
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定めるもの(精神保健福祉士等)

【背景】

自治体においては、複雑化する相談に柔軟に対応するため、学歴や資格等によらない人材確保が進んでいる。特に、福祉行政の現場では、他の行政機関や社会福祉法人、医療法人、NPO 法人などとの人事交流が活発に行われており、当市においてもこれらの実務経験者を職員として採用する事例が増えている。

【支障事例】

現在、各自治体の福祉事務所において、新たに生活保護業務に従事する職員は、資格要件1を満たしていなければ、資格要件2の「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講するよう求められている。資格要件2の通信課程による資格取得は、職員が無資格で現業に従事している状況を是正するための方策として機能している一方で、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及び5日間のスクーリングを受講する必要があり、職員に大きな負担が生じている。また、通信課程受講者は、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。

社会福祉法第15条第4項では、現業所員の実務内容として、「相談者へ面接等を通じた生活指導を行うこと」が挙げられており、現業所員には知識だけでなく、過去の実務経験等を踏まえた業務対応が求められていると考える。

自治体において多様な人材の確保が進む中、資格要件1を満たさない職員に資格要件2の「通信課程の修了」以外の選択肢として、新たに過去の実務従事経験等を加味した要件(例:社会福祉又は保健医療の分野での実務経験が〇年以上ある者、社会福祉又は医療分野の国家資格を有し、資格を活用した実務経験が〇年以上ある者)を創設することで、多様な人材を生活保護業務に登用することが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実務経験を加味した要件を新設することで、職員の通信課程を受講する負担が減少し、実務に集中することができる。また、生活保護業務において、他の福祉保健分野で豊富な経験を積んだ職員などの多様な人材の登用が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第15条、第18条、第19条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、朝霞市、川崎市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、寝屋川市、高知県、長崎市、諫早市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

OCW や SV に従事する者が、要件を満たさない場合、「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講せねばならず、生活保護業務に従事しながらの受講は、労力的に負担となっている。また、自治体の財政状況からも、出張旅費代や受講料が負担となっている。

○他の保健福祉分野で経験を積んだ職員が増えることにより、職員間での学びの機会が生まれ、生活保護業務に従事する職員全体のレベルアップに繋がることが期待できる。

○本市生活援護課においても、査察指導員やケースワーカーなど、ケースワーク業務に関わる職員については22名おり、うち19名が有資格者、3名は資格を有しない職員である。有資格率は86.4パーセントと充足した職員配置であり、大学卒業後の新卒者の配置も少なくない。資格を有しない査察指導員とケースワーカーの計3名とも、過去よりケースワーカーとして事務従事していた経験もあり、現況の業務に支障はない。むしろ、豊富な経験を生かし、ケースワーカーの育成支援も十分に実施できている。また、資格要件の一つとして、「社会福祉主事資格認定通信課程」を一定の期間に受講すれば、資格が付与されるとのことであるが、職員は現状の業務に奔走しており、現状では困難なものとする。業務の効率性だけでなく、効果の面からも社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味するなどの要件を追加いただきたく提案する。

○本市担当部署においても人事異動に伴い配属される職員のほとんどは「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」に該当する者として社会福祉主事の任用資格要件に当てはめて生活保護業務を執行している。しかしながら異動してきた社会福祉主事の資格を有しない複数の職員の中には大学等に進学していなかった者や、通信課程に参加できなかった者(予算の関係上通信課程を受講できる人数は限られているため)もいる。そのため、社会福祉主事の任用要件を満たしていない者が要件を有している者とともに当該業務を執行し、翌年度の通信課程に参加をするといった状況である。そのため提案のあった実務従事経験を加味した要件が追加されれば、緩和要件に該当した者であれば速やかに生活保護業務を執行できるものとする。

○本市においても今後同様の事態が生じた際の現業員の負担軽減および多様な人材登用の観点から、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を求める。

○社会福祉主事通信課程受講者は、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及びスクーリング研修を受講する必要がある負担が大きいほか、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。また、通信過程受講に必要な受講料(負担金)や旅費について、毎年、一般財源から200万円程度の予算を確保する必要がある。

各府省からの第1次回答

社会福祉主事はその職務の特性に鑑み、任用要件を定めているところである。

現在の社会福祉主事任用要件において、大学や養成機関等で一定の教育を受けることや社会福祉士等の資格取得を求めている点を踏まえると、実務経験のみでは社会福祉主事としての職務に必要な知識等の習得が必ずしも認められず、ご提案内容を実現することは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、必ずしも法令で定める要件そのものを緩和するのみならず、養成機関等課程のカリキュラムの見直しも含めて、全体的な要件の緩和を提案するものである。本提案の実現により、福祉の担い手の多様化や裾野の広がりが期待されるため、是非前向きに検討いただきたい。

現在の要件では、専門職として採用されることが多い国家資格有資格者を除けば、大学等で一定の科目を履修している場合、知事指定の課程を修了した場合に限られ、大学等での履修要件を満たしていない場合には、必然的に知事指定の課程の受講が不可欠となっている。これは、他の分野に従事している職員が、生活保護業務を志した場合に資格要件を満たすための唯一の方法であるが、通常業務を抱えながら1年間の通信課程と数日間のスクーリングを受講することの負担感が資格取得の妨げになっている面がある。

また、近年の自治体職員の採用では、多様な人材を確保することに力を入れており、学歴や筆記試験の成績だけでなく、人物重視、経験重視での採用が進み、社会福祉法人やNPO法人、医療機関等で福祉に携わっていた方の採用や人事交流も盛んになっている。こうした経験豊富な職員の場合も、国家資格や大学等での履修要件を満たしていなければ、福祉の経験が全くない職員と同様の課程を全て受講する必要があり、修了までの間は即戦力にはならない支障も生じている。

これらの現実的な支障を解消するため、養成機関等の課程を見直し、福祉分野における実務経験がある者としていない者の受講カリキュラムを細分化し、前者の場合には一部のカリキュラムを省略するなど、資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件の緩和を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】
社会福祉主事任用資格は、習得のルートについて、「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」を任用することが認められている。

この点において、3科目のみで社会福祉主事としての職務に必要な知識を有していると判断されているが、指定科目の内訳を見るに、直接的に福祉事務所の業務に関係のない3科目を取得していたとしても、社会福祉主事へ任用できることとなり、福祉事務所の立場からすると、直近において他の実務経験を有しているの方が明らかに職務に必要な知識を有していると判断されることもあり、お考えと実際の現場における知識に対する認識の乖離があると言わざるを得ない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
社会福祉法第15条第6項及び第19条第1項は、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされているため、義務付けは廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
(25)社会福祉法(昭26法45)
社会福祉主事任用資格要件(19条1項)については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	103	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉サービス第三者評価事業における認証・評価調査者養成の全国平準化

提案団体

岐阜県、新潟県、三重県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

具体的な支障事例

福祉サービス第三者評価事業については、国の指針・ガイドラインを踏まえ、各都道府県において、第三者評価機関の認証、評価調査者の研修を実施しており、都道府県ごとに制度の詳細が異なっている状況にある。このため、複数の都道府県で活動する第三者評価機関は、各都道府県において別々に認証を受ける必要があるほか、評価機関に所属する評価調査者も、複数の都道府県で活動するためには、各都道府県の研修をそれぞれ受講する必要があるため、事業を担う評価機関・評価調査者の確保が難しくなっている。
また、都道府県においても、ごく少数の希望者のために養成研修等を実施する必要があるなど非効率が生じており、養成研修を実施できていない都道府県も存在している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に、当県及び隣県で評価事業を行う機関が存在しており、当該機関は各県でそれぞれ認証を受ける必要があるほか、当該機関に所属する評価調査者についても、複数県で養成研修・継続研修を受講しなければならない状況となっている。
また、複数県での認証更新、研修受講の負担が大きいことから、他県に所在する評価機関が当県での認証を更新しないといった事例も生じており、事業の担い手の確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国一律で評価機関の認証、評価調査者の研修等を行うことで、都道府県をまたぐ形で評価事業を行う評価機関・評価調査者の負担が軽減され、事業の担い手の確保が図られる。
また、全国一律の制度として、統一かつ大規模な普及啓発を行うことが可能となるため、事業の認知度の向上につなげることができ、国民のサービス選択に資する情報を提供するとともに、サービス提供事業者第三者評価を受審するインセンティブを付与することにもつながると期待される。

根拠法令等

社会福祉法第78条第2項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。平成 30 年 3 月 26 日最終改正)
「都道府県推進組織に関するガイドライン(上記指針別添 1)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口県、宮崎県

—

各府省からの第 1 次回答

福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。

評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。

福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。

本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。

なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方にに基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。

ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県推進組織が評価基準を定める際に、必要に応じて独自の評価項目を設定していることは承知しているが、福祉サービスの質を評価する際の基本的な項目については、地域によって異なることのない全国共通の部分が強く、全国推進組織において共通の認証・研修を実施することは可能と考える。

現状の制度では、複数の都道府県で活動する評価機関・評価調査者が、各都道府県においてそれぞれ認証・研修を受けなければならないという明らかな非効率が生じており、事業の担い手確保が困難となっているのみならず、ひいては事業の確実な実施に支障を来すおそれがある。具体的には、24 団体において認証評価機関(令和 7 年 4 月 1 日時点)が 5 機関未満であるほか、全国の認証評価機関のうち、直近 3 か年での評価件数が 10 件未満の機関が全体の 4 割強を占めている状況にある。また、受講者が見込めない等の理由で、17 団体が令和 7 年度に評価調査者の養成研修を実施しない予定としている(※)。

回答にも記載のとおり、年間の受審数が 10 件未満の都道府県が複数存在するなど、一部の都道府県を除き受審数は低調な状況にあり、今後、第三者評価事業を推進していくのであれば、各都道府県において評価機関の認証・評価調査者の養成を進める必要がある。このため、少なくとも全国推進組織において全国共通の研修を実施し、各都道府県が当該研修の修了者に対し、事業への従事を認めることのできる仕組みを導入するなど、制度の見直しを検討いただきたい。

(※)各数値の根拠は、「令和 7 年度福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査結果」(令和 7 年 6 月 3 日 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

福祉サービスの第三者評価事業について、多くの都道府県で第三者評価機関の減少や受審数の低迷等が課題となっており、担い手の確保にも影響が出ている。制度基盤の脆弱化を抑制するため、期間を定めた上で、早期に具体的な対応策を検討いただきたい。

「都道府県推進組織が評価項目を定め、研修・認証を行う必要がある」との回答について、評価機関数が減少し、第三者評価事業の実施が困難となっている県が存在することから、負担軽減が急務である。

この観点から、提案内容のように、国において全国基準による認証・研修を実施することにより、認証手続等に係る事務負担を軽減し、広域的な活動を可能とすることで、各都道府県内で活動可能な評価機関数が確保でき、事業の円滑な実施につながるため、前向きに検討いただきたい。

この際、「地域の実情に応じた取り組みは重要」とのことであれば、例えば、全国推進組織がガイドラインで示している事業者に対する評価項目の中に、地域の実情に応じた取組の展開状況等を加えることにより対応できるのではないか。

また、他都道府県における認証・研修を自都道府県内において有効なものとして取り扱うことを認める（又はそれが可能であることを明確化する）ことで、活動可能な評価機関数の確保につながると考えられるため、こういった相互乗り入れ運用についても選択肢として検討いただきたい。

提案の措置に伴う全国社会福祉協議会の事務負担増加については、認証手数料を受ける、都道府県からの外部委託として扱うなどによる方法が考えられるのではないか。

今後さらに担い手不足が深刻化していく将来を見据えれば、より数少ない評価機関が複数の都道府県の第三者評価事業を広域的に実施しなければならない状況が想像される。そのため、将来的な全国一本化を念頭においた長期的な方針についても検討を行う必要があるのではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県が地域のサービスの提供体制の整備を担っている中で、サービスの質の更なる向上のために行っている第三者評価事業についても同様に、都道府県を実施主体としているものである。

そうしたことを踏まえ、第三者評価の評価基準、研修内容、認証要件は、地域の実状を踏まえながら、都道府県が設置する都道府県推進組織が策定することとしているものであり、全国統一化は困難であるところ、現在においても国において各種ガイドライン等を策定しており、都道府県推進組織における策定において当該ガイドライン等を活用いただいているところである。

その上で、国においても工夫できる部分は工夫をし、評価機関及び都道府県の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を進めていきたいと考えている。

具体的には、他都道府県において受講した研修の内容が、自都道府県における研修受講と置き換える事が可能と都道府県が判断できる場合、自都道府県内における研修受講を免除することを認めることを念頭に、検討を進めていきたい。

一方で、認証については、評価機関が各都道府県内で評価を行う根拠になるものであることから、各都道府県推進組織において、内容を審査のうえ認証を行っていただく必要があると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	61	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること(「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)別紙)においてその旨を明確化することを含む。))。

具体的な支障事例

手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。

手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

療育手帳の成人(18 歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

・手帳所持者(各年度3.31 現在) R1 2,080 人 ⇒ R5 2,735 人

・手帳交付状況 R1 年度 1,134 件 ⇒ R5 年度 1,531 件

・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

(令和6年度の状況)

・県への進達回数 16 回

・1回あたりの進達件数 平均 430 件

・診断書の返戻数 令和7年3月 21 日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 8,220 人 R6 8,266 人
- ・手帳交付状況 R5 1,146 件 R6 1,059 件
- ・診断書返戻件数 R5 132 件 R6 144 件
- ・進達回数 R5 287 回 R6 269 回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,546 人 R6 2,659 人
- ・手帳交付状況 R5 461 件 R6 558 件
- ・市での面接回数 R5 97 件 R6 92 件
- ・進達回数 R5 66 回 R6 48 回

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項、同法施行令第 5 条、第 6 条の 2、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 2
身体障害者福祉法施行令第 4 条、第 8 条
「療育手帳制度要綱」（「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）別紙）第 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和 8 年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月 1,600 件程度となっている）。

療育手帳の所有者数については、令和 6 年 3 月末時点で 4,884 名である。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932 人→R4:1,029 人→R5:1,095 人

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力

重点2(手帳)

しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31 現在) R1 587 人 ⇒ R6 869 人
- ・手帳交付状況 令和元年度 293 件 ⇒ 令和6年度 435 件
(令和6年度の状況)

- ・県への進達回数 26 回
- ・1回あたりの進達件数 平均 30 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,902 人 R6 3,077 人
- ・手帳交付状況 R5 296 件 R6 315 件
- ・令和6年度診断書返戻件数 15 件
- ・令和6年度の進達回数 51 回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R3 998 人 R6 1,050 件
- ・進達回数 R6 18 回

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)を管轄する市町村を経由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市(精神保健福祉センター)が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。

また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

精神障害者保健手帳及び身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、手帳の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。

本年(2025年)までに申請手続をオンライン化する検討を進めているとのことであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いはないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきた

い。

診断書(申請書)の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。

療育手帳の交付については、厚生労働省による技術的助言である「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき各都道府県が実施要綱を定めていることから、当該次官通知における市町村を経由するものとするという規定については廃止し、市町村を経由しないことも認める規定等に改めていただき、都道府県に対して市町村経由事務を廃止できることについて広く周知いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。

また、療育手帳については、都道府県ごとの制度のばらつきにより不都合が生じないよう、全国での統一的な制度設計・運用の検討を望む意見があり、統一化に向けた議論を進めていただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳について)

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

(療育手帳について)

療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないよう、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、幅広く調査研究を進めている。

療育手帳制度の見直しについては、まずは判定基準の統一化について検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理 番号	62	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費(精神通院)の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。

- ・支給認定の変更の申請
- ・申請内容の変更届出
- ・医療受給者証の再交付の申請
- ・医療受給者証の交付
- ・医療受給者証の再交付
- ・医療受給者証の返還

具体的な支障事例

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。

自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。

自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

・精神通院受給者数(各年度3.31 現在) R1 4,059 人 ⇒ R5 4,459 人

・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

【令和6年度の状況】

・県への進達回数 16 回

・1回あたりの進達件数 平均 430 件

・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第28条、第32条第2項及び第33条第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第3項、第42条、第45条第3項、第48条第4項及び同条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

○申請者にとって身近な市役所で手続ができることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療（精神通院）の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

・精神通院受給者数（各年度3.31現在）R2 1,134人 ⇒ R6 1,198人

【令和6年度の状況】

・県への進達回数 26回

・1回あたりの進達件数 平均 80件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンラ

イン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自立支援医療費(精神通院医療)については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、受給者証の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。

本年(2025年)までに申請手続をオンライン化する検討を進めているとのことであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

診断書(申請書)の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	119	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルを活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

精神障害者保健福祉手帳の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。市町村は申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて手帳の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。

申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、その間手帳を用いたサービス等が利用できない。

また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

申請のオンライン化については、令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請者から直接都道府県に電子申請することを可能とし、これにより市町村経由事務を廃止することを求める。

判定結果の送付及び手帳の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が窓口交付又は郵送しており、市町村を経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。

当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。

年間申請件数(変更申請等含む)約 1,400 件、進達までに要する時間1件当たり約5分、県からの結果を受け交付・発送までに要する時間1件あたり約5分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者からオンラインでの申請を求める声や申請から交付までに要する期間の短縮を求める声がある。

申請後、交付までに各種交通機関の割引等が受けられないことがあり、社会参加に支障をきたす事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。

また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、手帳を利用した各種サービ

ス等が迅速に受けられる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、同法施行規則第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。療育手帳の成人(18歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 2,080人 ⇒ R5 2,735人

・手帳交付状況 R1年度 1,134件 ⇒ R5年度 1,531件

・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

(令和6年度の状況)

・県への進達回数 16回

・1回あたりの進達件数 平均 430件

・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○市を経由する手続のため、申請から手帳交付まで2か月程度かかり、その期間、申請者は各種サービスの提供を受けることができない。また、申請者数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができると考える。年間申請件数(変更申請等含む):約1,900件、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約5分/1件、手帳の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約5分/1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

重点2(手帳)

○精神障害者保健福祉手帳に関する申請は、3,129 件／年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の交付の申請等については、精神保健福祉法において、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)を管轄する市町村を経由して行うこととされており、都道府県又は指定都市(精神保健福祉センター)が申請に基づいて審査、手帳の可否及び障害等級の判定を行い、申請を受理した市町村を経て申請者に対して手帳の交付が行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、その結果を踏まえ、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

衛生行政報告例によれば、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、交付等の申請手続に時間を要する現在の状況は、申請者が手帳に基づき利用可能な様々なサービスを受けることができるまでに時間を要することにもなる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県で決定される交付状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極

的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないように、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	120	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)支給認定手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請手続について、マイナポータルを活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

自立支援医療費(精神通院医療)の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。

当市では月に約 500 件の申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて受給者証の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。

申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないこともある。

また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

これまで、所得区分判定における市民税額の確認を市が行っているが、マイナポータルを通じて申請者が税情報を取得し、申請内容に反映させうて申請することで、所得区分判定事務が省略され、市町村での確認も不要となるため、当該経由事務の廃止が可能であると考ええる。

そのため、申請のオンライン化は令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請に際して所得区分判定に必要な税情報が自動入力されるような仕様を求める。

さらに、医療受給者証の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が郵送しており、市町村を経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。

当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。

年間申請件数(変更申請等含む)約 5,500 件、進達までに要する時間1件当たり約 10 分、県からの結果を受け発送までに要する時間1件当たり約 10 分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から書類記載や添付書類の準備が負担であるためオンラインでの申請を求める声がある。

また、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないことがあることから、申請者の経済的な負担が生じたり、医療機関での払い戻し手続ができずに都道府県へ払い戻し手続を行うことが必要となる場合もあり、申請者から申請から交付までの期間短縮を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。

また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、迅速な医療機関等での自己負担軽減につながる。

さらに、マイナポータルによる申請時に API 連携することにより、所得区分判定に必要な税情報を申請内容に反映させることができれば、所得区分判定事務が省略され、さらなる事務負担軽減や決定期間の短縮につながるものとする。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条第 1 項、同法施行令第 28 条、第 30 条、同法施行規則第 35 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、7,000 件の申請があり、県と申請書確認、システム入力等の事務が重複している。また、市町村を通して、受給者証を交付することは、タイムロスがある。紙面ではなく、マイナポータル等を利用して申請することで、市町村・県の入力作業がなくなり、所得区分の判定もアプリ内で可能となる。

○当市においても、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和 8 年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町村への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月 1,600 件程度となっている。）。

○申請者にとって身近な市役所で手続ができることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○市を経由する手続のため、申請から受給者証交付まで 2 か月程度かかり、申請者からの問い合わせ件数増の要因となっており、また、医療機関によっては、証交付まで自己負担額が軽減されないことがあり、市民サービスの低下になりかねない。申請件数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができると考える。年間申請件数（変更申請等含む）：約 7,200 人、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間：約 10 分／1 件、受給者証の受取～システム入力・通知発送までに要する時間：約 10 分／1 件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療（精神通院）の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755 人→R4:1,832 人→R5:1,893 人

○自立支援医療費（精神通院医療）に関する申請は、10,968 件／年（令和 6 年度実績）あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに 2 か月半から 3 か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第 1 次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和 3

重点2(手帳)

年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

福祉行政報告例によれば、自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、決定までに時間を要する現在の状況は、申請者が医療費の自己負担の軽減を受けるまでに時間を要することにもなる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。

なお、自立支援医療(精神通院医療)の受給状況は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県における決定状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないように、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン

化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	22
(管理番号	22)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築するなどしてオンラインでの申請を可能とすること

提案団体

平塚市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

手帳等の手続はマイナンバー連携で国によるシステム構築又はマイナポータルぴったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理する。更新時には前回情報を取得することを可能とする。

◆例

申請 → 精神保健福祉手続システム

↓ ↓

医療機関 市区町村
(診断情報入力) (受付・所得判定)

↓ ↓

同システム

申請者 ← (処理後、マイナンバー連携、手帳・受給者証交付)

※申請後毎年7月
市区町村

申請者 ← (自立支援医療の所得判定:一括処理)

具体的な支障事例

【申請受付及び県への進達事務】

自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせて、当市では月に600件以上の申請がある。申請数は毎年増加傾向にあり、職員の増員は困難なため、年々職員負担が増加している状況である。また、前回の内容と変わらない内容での更新も多く、事務負担に見合った効果がほとんどないという認識である。書類の確認をした上で、県への進達を行わなければならないが、申請書類の不備が多いため、受付及び申請書記載内容の確認に多くの時間を割かざるを得ない状態となっており対応に苦慮している。両制度の更新期間が2年と短いこと、診断書等の提出が必要な年と所得区分算定の手続の年があり、手続が複雑であることから窓口受付時のトラブルも多い。

【発送業務】

県で審査・作成された自立支援受給者証及び精神障害者福祉手帳を郵送や窓口で受渡ししている。県が作成し出来上がった手帳や受給者証の印字内容に誤りがないかの確認をした上で、申請者へ渡すため、記載内容の確認や発送準備、手帳更新に付随する手当等の書類の準備の事務負担がある。受付事務と並行しての事務になり、全体で受付件数の2倍ほどの件数を常に処理し続ける必要があるため、事務負担が大きく苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の更新手続が精神疾患のある制度利用者の負担となっており、更新期限が短い、診断書料が高額であるとの意見がある。
制度利用者が精神疾患により外出できずに、更新手続ができないことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の更新が制度利用者の手続や市町村受付の大きな負担となっており、手続をオンライン化することで制度利用者の負担軽減が見込まれる。また、窓口受付が減ることで、他の障がい福祉業務への人員割当や人員削減等の行政効率化を進めることができる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、朝霞市、川崎市、長野県、大阪府、西宮市、高知県、久留米市、春日市、熊本市、鹿児島市

○自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑であるため事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

○自立支援医療受給者証及び手帳交付については、年々申請者・利用者は増加傾向にあり、職員への事務負担の多さはどの自治体においても同様と考える。また、マイナンバーとの紐付けにより自立支援医療の受給状況や手帳の利用状況が情報照会やマイナポータルにより確認することができるようになったこと等により、制度利用者の利便性が向上したものの、申請を受け付ける窓口である市町村においては、マイナンバーの紐付け誤りが発生しないよう、申請時のマイナンバーの本人確認を迅速かつ遺漏無く事務処理をする必要があり、かなりの事務負担であることが拝察される。マイナンバーを利用したオンライン申請の仕組みを国で導入することにより、転入出時の届出等も容易となり、自治体での事務負担が軽減されるほか、マイナンバーの紐付けを誤る危険性が大幅に低くなると考える。

○手帳のオンライン申請の方法について、現状の制度では診断書の提出をオンライン申請とは別で本人が行う必要があり、手続にかえて時間と費用を要する場合があることも想定される。そのため、診断書もオンラインで記載できることは、利用者の負担を軽減できる可能性があると考えられる。

○現行、手帳の申請にはマイナンバーの記載が必要であり、マイナンバーはインターネット回線ではやりとりできないと理解している。また、オンライン対応できない医療機関もあると考えられ、紙媒体での書類申請は今後も残ると予想される。オンライン申請と紙媒体の申請が混在することになると、かえて自治体の処理が煩雑となるのではとの懸念がある。手帳のオンライン申請にあたっては、全国で共通したシステム整備を希望する。

○①支障事例

精神障害者には、「家から出られない」、「窓口で職員と会話できない」という状況の方も多くいる。また、外出が出来ない方は郵送申請すら困難な状況である。さらに、電話の意思疎通が困難な方も多く、書類の不備等がある場合の市民(申請者)及び職員の負担は過大となっている。

このような状況を踏まえ、精神障害者が「(窓口)に行かない」、「(書類を)書かない」、「(窓口で)待たない」申請手続を推進するため、公的個人認証に対応した電子申請手続の実現を早急に進めるよう求める。

②必要性

当市(人口約113,000人)では、正職員1人が月約400件(手帳、支給認定の申請合計数)の確認・進達作業を行っており、業務負担が非常に大きい。

電子申請により入力段階でエラー判定を行うことが可能となることから、市区町村の確認項目や書類不備による申請者との連絡調整業務も大幅に減ることが期待される。

○申請数が増加しているにもかかわらず、従来どおり紙文書主体の事務処理フローが見直されておらず窓口対応や受付・進達・交付事務に多くの時間と職員を割いている状況である。認定状況についての問合せも多いが、認定主体は県であるため窓口である市町村では即答できない。交付遅延や制度に対する苦情対応も窓口である市に寄せられることが多く、時間と労力を割かれている。市町村の裁量ではオンライン化が進められない

め、デジタル化が最も遅れている事業となっている。精神的な要因で通院を要する患者の負担軽減を図る観点から、オンライン化により利用者の負担軽減を図ることの検討を進めるべきである。

○【申請受付及び県への進達事務】

当市は人口4万人に対して、過去5年間で精神手帳所持者は100人以上の増加で、かつ自立支援医療(精神通院)申請とあわせても申請件数は約1.7倍と急速に増加しており、結果、申請書類不備等確認や問合せ対応も増加している。

うち、所得審査にも多く時間を要しているが、「自立支援医療支給認定通則実施要綱 第9」によると、税未申告者へは申告を求めるところから始めるようになっており、審査時に未申告が判明した場合は、後日再度、連絡をとり、説明し、税担当課と連携を図り、申告を進めるなど、1件ごとの負担が大きく進達できるまで時間を要する。オンライン申請時にマイナ情報で未申告がわかれば、先に税申告を行うこととなり、住民も市町村も負担が軽減され则认为る。

またオンライン申請が可能となることで、記入が困難な方においても円滑な対応が可能になると考える。

【発送業務】

システム構築されることで、県が入力された情報を、再度、市町で確認しながら入力する作業も軽減され、発送作業に集中ができ、事務量も軽減され则认为る。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。

こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。

なお、自立支援医療費(精神通院医療)の直近の支給認定に係る申請に添付する医師の診断書に関しては、制度利用者が直近の支給認定に係る申請時点から病状に変更がない場合は、省略することができることとしており、事務負担の軽減を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2025年までのオンライン化の検討を進めていることについて、次の項目の検討状況等を可能な範囲でお示し願いたい。

1 現在の検討状況

(1)マイナポータルでの申請後に地方自治体が行う申請受付や所得判定などの事務に係る事務処理システムの構築についての検討状況

(2)診断書に代わる内容をオンライン化されたシステムにデータ入力をするインターフェース等に関する精神科医師との調整状況

(3)PMHによる連携の検討状況

2 2025年(令和7年)末までのスケジュール

(1)オンライン受付の開始予定時期

(2)オンライン受付の開始、申請手順等の制度利用者への周知予定

(3)受付後の事務処理に関する医療機関、地方公共団体等への周知予定

3 今後の検討の見通し

現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通しをお示しいただきたい。

自立支援医療(精神通院医療)の申請は、病名の変更・追加がない場合には診断書の省略によって実質2年毎の提出となっている現状があるが、その場合においても前回と変わらない内容での更新が多く、住民、医療機関、市町村及び都道府県の負担が大きいと考える。そのため、医師の診断書の省略条件の緩和・拡大(長年療養を続け症状が大きく変わらず、継続して制度を利用する必要がある方は有効期限を4年に延長し、診断書の提出を4年に1回とするなど)、所得区分判定の廃止・簡素化(所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、あるいは所得区分判定を簡素化し課税が非課税の2区分とするなど)、精神障害者保健福祉手帳を含む有効期限の延長など多角的な視点でさらなる事務負担軽減や手続の簡素化について検討いただきたい。さらなる事務負担軽減や手続の簡素化は、オンライン化の実現可能性に大きく寄与するもの(所得判定を廃止し判定フローがなくなることでシステム構築がシンプルになるなど)と考えるため、オンライン化検討を機に並行して検討いた

だきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【デジタル庁】

—

【厚生労働省】

ご提案に対し、精神障害者保健福祉手帳交付申請及び自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続きについて特化した新たな事務処理システムを整備することは、効率性の観点から困難であるため、マイナポータルを活用拡大を前提に検討をすることとしているところ。

その際には、課題の一つとして、精神障害者保健福祉手帳交付申請や自立支援医療費(精神通院)支給認定申請手続きの際に自治体に提出する診断書について、医療機関において電子的に発行した診断書をマイナポータルを活用して電子的に提出できる仕組みが必要となると考えられるところ、当該仕組みについても検討が続いている状況である。

そのため、引き続き、マイナポータルの活用拡大やマイナポータルを活用し自治体に提出する診断書の電子的な提出方法について検討や、関係府省庁との調整を進めることとしている。

なお、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の有効期間は1年以内とされており、現行では、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、直近の支給認定に係る申請時点から当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がない場合には、翌年度の診断書の提出は省略できるとしている。

自立支援医療費における長期間に渡る診断書の省略条件の緩和・拡大については、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定する必要があることから、症状等に変更がないから省略できるのではなく、症状等に変更がないことを客観的に行政において確認する必要があるためは困難である。

また、所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、又は所得区分判定を簡素化し課税か非課税の2区分とすることについても、診断書の件と同様に、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定するため、それぞれの支給申請を行った時点における所得状況に応じて、相応の自己負担をしていただく必要があると考えているため、ご提案いただいたような簡素化は困難である。

精神障害者保健福祉手帳については、一定の精神障害の状態にあることを認定して、各種の支援策を講じやすく、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として交付しており、障害の程度に応じて、重度のものから1級、2級、3級の障害等級を定めている。

障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うこととしており、精神障害のある方の上記の状態の変化を確認し、障害等級に応じた各種支援策を受けていただけるよう、手帳の有効期限である2年ごとに更新いただくこととしている。

こうしたことから、医師の診断書の提出を現行の運用以上に緩和・拡大すること、所得区分判定を廃止・簡素化すること、精神障害者保健福祉手帳の有効期間を延長することは困難である。

以上を踏まえ、引き続き、マイナポータルの活用拡大等による事務負担軽減の検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【デジタル庁(6)】【厚生労働省(22)】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項)及び自立支援

医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条1項)に係る
手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすること
について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省 第2次回答

管理番号	64	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止

提案団体

市原市、船橋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築又は同条第2項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。

具体的な支障事例

建築工事届及び除却届については、市町村を経由することとされているが、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・年間処理件数(令和5年実績、共同提案団体含む) 除却届 186件(主提案団体)・105件(共同提案団体)、建築工事届 959件(主提案団体)・2,505件(共同提案団体)
- ・入力処理時間 除却届5分/件、建築工事届5分/件
- ・入力項目 (着工及び工事完了の予定期日、建築主、敷地の位置、工事種別、主要用途、一の建築物ごとの内容、新築工事の場合における敷地面積、住宅部分の概要等)

なお、当市においては、建築工事届のうち都市計画区域外のもの(19件/959件)について、要望があれば市が記載事項証明書を発行しているが、令和5年度の記載事項証明書発行件数は6件だった上、法改正により令和7年4月から都市計画区域外の工事届の件数は19件より減る見込みである。その為、建築工事届に基づく記載事項証明書の発行について、現在建築主事を設置する特定行政庁で担当しているところ、仮に経由廃止によって都道府県が直接記載事項証明書の発行を担うことになったとしても、法改正による発行件数減少が見込まれるため、大きな事務負担にはならないと思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。

市町村経由が廃止されれば、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、枚方市、和歌山市、久留米市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度工事届 1,152 件、除却届 114 件）。

届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。

また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。

○経由事務がなくなることによって事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・令和5年処理件数 除却届 41 件、工事届 532 件
- ・令和6年度処理件数 除却届 28 件、工事届 523 件、
- ・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名＝77.5時間）

そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることとなるならば、事務効率が期待できると考える。

○提案団体と同様に事務負担が生じているため、市町村経由が廃止されれば経由に伴う事務負担が軽減される。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。

本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届を行う建築主等の利便の確保について、提出先の差異により損なわれるとは考えにくい。むしろ e-Gov 等のシステムにより各届出がオンライン化されれば、建築主等にとっての利便性向上に寄与するのではないかと。

重点2(建築)

事務負担については、システムの構築や集計作業を民間業者に委託すれば、国の担当職員が全て行う必要はなく、効率的に事務処理ができるのではないかと。これにより全国の特行政庁の事務負担が継続的に軽減されることが期待できる。

統計調査の情報の正確性の担保については、建築確認申請を必要としない建築物の建築工事届や、同法に規定される除却届が申請行為に伴ったものではなく、正確な整合までは国から求められていないため、提案を否定できないものであると考えられる。

Excel 版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間は Excel 版の調査票の入力に要している時間であることに御留意いただきたい。

届出義務の履行の確保は、確認申請行為に伴うことにより期待されている効果であり、建築主事等及び都道府県を経由する行為は、直接的に履行確保を事由とした行為とはなり得ないのではないかと。情報の正確性や履行の確保を建築確認申請手続との連携に求めるのであれば、建築確認申請と連携していない(建築確認が不要な場合)建築工事届や除却届については正確性や履行が確保されていないこととなり、現状の基幹統計の公表内容に疑義が生じることとなる。オンラインシステム上でエラーチェックが実施可能となれば、建築主事等による届出内容の確認や修正が不要となり、建築主事等や都道府県を経由を廃止できるのではないかと。既存の方法の改善ではなく、国での一元的な管理を見据えた、抜本的な改善を実施していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるなどの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないかと。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないかと。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないかと。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県を経由事務を廃止できるのではないかと。

各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約 3700 件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出とすることで、情報の正確性に加え、届出義

務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいずれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excel ではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省 第2次回答

管理番号	117	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条第 1 項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止

提案団体

山形市、船橋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 15 条第 1 項及び同条第 2 項の届出について、オンラインによる届出可能とするとともに、建築主事経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

建築基準法第 15 条第 1 項の規定により、建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却しようとする場合、建築主事(当市)を経由して、県知事に届け出なければならないことになっている。

届出は書類で提出され、受付後は届出のあった工事届又は除却届を、国指定の様式に 1 件 1 件入力し、決裁後に県知事へ送付している。これらの届出は、事前に審査を要する項目がない事務的なものである。なお、件数や入力項目も多いため、入力等の作業に毎月 5 日程度相当の日数がかかっており、事務の負担が生じている。

【令和 5 年度 工事届】(共同提案団体を含む)
届出: 1,043 件(主提案団体)
2,505 件(共同提案団体)

【R5 年度 除却届】(共同提案団体を含む)
届出: 159 件(主提案団体)
105 件(共同提案団体)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国土交通省において検討されている建築確認の電子申請受付システムや、デジタル庁において運用がなされている e-Gov 等を通じてオンラインで届出が可能になることにより、来庁が不要になることに伴う届出者の負担軽減及び職員の作業時間削減による建築行政の効率化に伴う市民サービスの向上が期待される。

根拠法令等

建築基準法第 15 条第 1 項及び第 2 項、建築基準法施行規則第 8 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度 工事届 1,152 件、除却届 114 件）。届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

・令和5年処理件数 除却届 41 件、工事届 532 件

・令和6年度処理件数 除却届 28 件、工事届 523 件、

・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名＝77.5 時間）そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届をオンライン化した上で建築主事の経由を廃止すれば、建築主等の利便性が損なわれることはなく、ペーパーレスを推進できる。

建築主等がエラーチェック機能を搭載した Excel 版の建築工事届を活用すれば正確性についても担保できるため、まずは建築主等へ当該建築工事届の利用促進をより一層図っていただきたい。

届出義務の履行については、建築確認申請時に建築工事届の提出状況について確認できる項目等があれば確保できると考えている。基幹統計である統計調査の品質確保についても、オンラインシステムによりエラーチェック等を実施し、国が一元的に集中処理する方が効果的であると考ええる。

Excel 版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間は Excel 版の調査票の入力に要している時間であることにご留意いただきたい。

以上のことから、既存の方法の改善だけでなく、建築主等が直接建築工事届等を国に提出できるオンラインシステムの構築を含めた抜本的な改善について早急に実施していただきたい。また、特定行政庁等への実態調査の実施スケジュールをご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続きが完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないかな。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないかな。

各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約 3700 件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出とすることで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいずれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excel ではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省 第2次回答

管理番号	187	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的な内容

建築基準法第 15 条に定める工事届・除却届について、建築主(申請者)が自分で ID を取得し、正確に入力できた(建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた)場合、国へ直接届出が行えるシステム(例: e-Tax、e-Gov 等)を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。

また、建築主事等(建築主事または指定確認検査機関)が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報(建築主・建築場所・主要用途・申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。

具体的な支障事例

建築基準法では、工事届・除却届(以下「工事届等」という。)について、建築主事等を経由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。

【具体的な事例】

- ・経由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。
(経由機関【所要期間】: 申請者→指定確認検査機関【7-30 日】→建築主事等(5 土木事務所、12 特定行政庁)(以下「特定行政庁」という。))【1-10 日程】→県【10 日程】→国土交通省)
- ・工事届については、建築基準法第 15 条第 4 項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第 15 条第 1 項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。
- ・当県では、2687 件/月(令和 5 年実績)の工事届入力処理に加え、除却届・災害報告の入力処理を行っており、業務負担が大きい。
- ・工事届等については、不備について、工事監理者に架電照会を行っているが、折り返し対応もしくは不通の場合が多く照会に多大な時間を要する。国土交通省建設経済統計室が HP にて公表しているエラーチェック付工事届(Excel)については、申請の際に PDF での提出が多く、利用率が低いと、依然として業務負担は減っていない。
- (不備の例: 工事届: 第 3 面が未記入、建築工事費の予定額未記載等除却届: 評価額欄が未記入等)
- ・令和 7 年 1 月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

重点2(建築)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・現状、申請者が工事届を提出してから、県が収受するまで1か月以上かかっているが、確認申請時に申請者がオンラインで直接工事内容を入力して提出することにより、提出時期の遅滞がなくなるため、適切かつ合理的にデータ収集が可能になり、統計精度の向上に繋がる。
- ・建築主から国に直接提出されることで、建築確認申請と合わせて建築工事届の確認作業を法的根拠なく実施していた指定確認検査機関の業務負担が減少する。
- ・県、特定行政庁の経由が廃止されることにより負担が軽減する。
- ・委託費を地方公共団体に配分する必要がなくなるため、費用削減に繋がる。

根拠法令等

建築基準法第 15 条、建築動態統計調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、燕市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

○【支障事例】

- ・届出書を紙で受け取っているため、経由事務には郵送料が発生する。
- ・国土交通省が HP に公表しているエラーチェック付工事届は利用率が低いことに加え、届出者にそれを活用する意識がない場合も多いため記入上のルールから外れた形で提出されるケースがある。
- 職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。
- 工事届等について設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経路先が多く、それぞれの経路先での確認作業が二重業務となっており、それぞれの経路先での修正等があるため、遅滞が発生しているため業務が煩雑化し、多大な労力を割いている。また、経路先が多い中で工事届等の内容の審査・確認はどこが行うのか曖昧であったため、この機に経路を廃止し、責任区分も明確にしていきたいと思います。
- 経由事務がなくなることによって事務負担の軽減となる。
- 提案団体の提案にあるように、本市では建築工事届及び除却届調査票をクラウドへの提出をおこなっており、それまでの作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名＝77.5時間）そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。
- 年間処理件数（令和5年実績）
除却届 744 件、建築工事届 2,867 件
- 限定特定行政庁である本市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。
- 届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○【支障事例】

- ・経由機関が多いことに加え、離島等からの郵送の場合より多くの時間を要することになる。
- ・上記理由から、都道府県での入力や確認作業、修正対応を短期間で行う必要があり業務負担が大きい。

【制度改正による効果】

- ・各経由機関による事務作業や郵送等にかかる費用負担が解消される。
- ・申請者においても、申請時点でエラーチェックが行えるようになり、修正等が容易になる。
- 追加事項として、工事届・着手届は郵送で経由されており、SDGsの観点（気候変動など）からも見直しが必要と考えます。
- 人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基

重点2(建築)

幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

① 建築主等の利便を確保

第1次回答では「建築確認申請手続と届出を連携する」とあるが、届出の内容確認業務は確認申請の審査項目に法で規定されておらず、建築主等は届出直後の確認審査時ではなく、確認済証交付後時間を経過して県又は特定行政庁から電話等で疑義照会を受けるため、建築主等と県等双方に大きな負担が生じている。オンライン届出で入力フォームに入力規則を設定することで、届出後の疑義照会をなくし、建築主等の利便性は向上する。また、確認申請には関係のない除却施工者は、届出書の提出だけで窓口へ来庁する不便さを強いており、オンラインによる届出は、除却施工者の負担軽減にも寄与する。

② 限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難

デジタル技術の活用による経由事務の廃止及び届出のオンライン化で、調査の円滑化、効率化が図れるため、国、都道府県、特定行政庁の職員等の業務負担の軽減、調査時間の短縮が図れる。

③ 統計調査の品質や届出義務の履行を確保

本提案は、第1次回答にもあった「統計調査の品質と届出義務の履行の確保」の重要性を踏まえ、オンラインによる届出と、建築基準法施行規則に確認申請の添付図書に「届出を証する書面」を規定することで、確認申請手続との連携は残すものとしている。

④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、既に国交省のほうで周知等は行ったが、建築主等にとって利便性に乏しく定着していない。これで提出されたとしても、建築主等の Excel のエラー確認を法で義務付けていないため、「県又は特定行政庁の疑義照会」、「データの転記作業」は継続するが、本提案はそのいずれも不要になる。

⑤ 統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えること

月末に提出された届出は、経由では調査対象月に報告できない場合があるが、オンラインによる届出では、タイムラグがなくなり一層の統計の品質の向上と調査時間の短縮が図れる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【藤沢市】

① 建築主等の利便を確保

確認申請では届出内容は審査項目でないため、責任区分も明確でないうえ、設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、届出後経過してから県又は特定行政庁が設計者等に電話等で問合せするため、特定行政庁等も建築主等にとっても負担になっている。オンラインによる届出は、届出後の問合せは原則なくなり、建築主等にとっても利便性は向上する。

② 限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難

都道府県、建築主事がいる市の担当職員も人手を確保できないからこそ、調査を円滑に終わるためには、DXの視点でのデジタル化・業務改善が必須である。

③ 統計調査の品質を確保

情報の正確性の担保及び建築確認申請手続との連携による届出義務の履行の確保の観点から、オンラインによる届出と建築基準法の確認申請の添付図書に「届出を証する書面」追加と審査事項により、更なる統計調査の品質を確保できる。

④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、入力手間が煩雑であるため、設計者にとって利便性がなく、ほぼ活用されていないうえ、訂正・問合せ作業、Excel を画面上での転記作業は必要。オンラインによる届出と規則改正により、転記作業や郵送を不要とすることができる。

【茨木市】

○エラーチェック機能を搭載した調査票(Excel)により、業務の負担軽減(転記作業や郵送が不要)につながるのですが、全ての調査票が紙ベースで特定行政庁に届いており、業務負担の軽減につながっていないのが現状です。

重点2(建築)

○課題は、①経由機関が多く国交省へデータ届くのにかかる時間を要すること、②経由機関毎の確認作業が二重業務になって「無駄」が発生していること、③経由機関の郵送に伴い発生する費用や排気ガス等の3点です。

○これらの課題を解決するためには、①経由事務の廃止、②オンライン化の実現、③規則改正等の3点をセットで実現させることが必須と考えます。

○貴省が懸念している届出義務の履行確保、統計調査の品質確保については、建築主事等が確認審査時に建築工事届の提出の有無と物件と物件を特定するための情報(建築主、建築場所、主要用途、申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなオンライン化システムであれば、十分に可能であると考えます。

また、工事届が正しく提出されるオンライン化システムの改修(例:規模に応じた工事金額のチェック機能の導入)の検討も必要と考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約 3700 件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出とすることで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいずれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excel ではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理 番号	287	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止

提案団体

長岡京市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。

具体的な支障事例

導入促進基本計画により事業者が享受できる優遇措置の内容については、市区町村による裁量がなく(地方税法による固定資産税の軽減措置など)、同計画が形骸化している。計画の管理(更新作業)に労力が必要なことと、事業者においては国の制度以外に市区町村の計画も把握する必要があり、情報が煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者の利便性向上を図ることができるうえ、計画策定を行う市区町村の負担軽減や、市区町村から提出された計画を確認する(経済産業大臣の同意が必要)経済産業省の負担軽減につながる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○事業者及び市町村の事務負担軽減を図るために簡略化すべきと考える。
 ○事業者が享受できる優遇措置の内容は地方税法で定められた固定資産税の軽減措置であり、市に裁量がなく導入促進基本計画も形骸化しているため、優遇制度は維持しつつ、市区町村が作成する同計画の簡略化や廃止が望ましい。
 ○導入促進基本計画の制定、変更に係る事務負担は少なくはなく、簡略化を図る制度改正の趣旨には賛同す

る。

各府省からの第1次回答

中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。

導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。

なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】

第1次回答では、多数の自治体において先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成しているとあるが、これらを限定した導入促進基本計画を作成している市町村の割合及びその内容をご教示いただきたい。

【計画の廃止について】

「ナビゲーション・ガイド」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検討されたい。

【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】

地域の状況等を踏まえて先端設備等の種類や業種等を限定する場合、事業者にとっては税制措置を受けられない状況となることから、導入促進基本計画においては地域の状況把握や分析等を踏まえた説明が必要であると認識している。一方で、市町村が限定しない場合には、地域の状況把握や分析等が導入促進基本計画の構成要素として必要ではないと思料されるため、記載事項を簡素化されたい。

また、固定資産税の特例措置となる先端設備等の種類や業種等は中小企業等経営強化法及び同法施行規則において決まっていることから、経済産業大臣の同意がなくとも、中小企業等経営強化法の趣旨を逸脱した内容の計画となることは想定されないと思料する。導入促進基本計画の作成について、より市町村に主体性を持たせるために、経済産業大臣への協議・同意を不要とするなど計画策定の手続を見直しされたい。

【計画変更手続の簡素化について】

導入促進基本計画の見直しの際に、大きく産業構造が変わらない市町村も少なくないと思料しており、計画期間毎に地域の状況把握や分析まで行う必要があるのか見直しされたい。特に、計画期間終了毎に新規計画の作成としているが、大幅な内容の更新がある場合にのみ計画の変更を要することとし、軽微な内容の変更の場合は計画を延長することを認めるなど、計画の変更の簡素化について検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検

討されたい。

第1次回答において、「多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成している」とあるが、事務局を通じて京都府内の市町の計画を確認したところ、ほぼ同様の内容となっていた。また、全国の96%の自治体において導入促進基本計画が策定されている状況を鑑みると、同意に係る手続における経済産業省の負担もあることから、国・地方を通じた効率化のためにも、当該計画を廃止することを検討されたい。

仮に、自治体において先端設備等の種類や業種等を限定することが必要な場合は、例えば告示によってそれらを明示するなど、計画によらない形式を検討されたい。

第1次回答において、「市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど」とあるが、具体的なイメージとしてどのような方法を想定しているか。なお、総合計画の記載のみならず、他の計画の記載を活用した記載方法も検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】

令和4年度先端設備等導入計画制度に関する調査研究結果において、先端設備等の種類や業種等を限定している市町村数(複数回答)を示している。調査時点で導入促進基本計画を策定していた1,663市町村のうち、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を一律に限定している市町村は100件、売電目的等の条件付で太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を対象外としている市町村は170件、不動産賃貸業や物品賃借業等のその他の業種等を限定している市町村は15件である。

【計画の廃止について】

市町村が導入促進基本計画を策定する目的は、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえ、市町村のイニシアティブの下で効果的な取組を推進することにある。このため、雇用の創出や景観保全等の理由から太陽光発電設備を対象外とする市町村や、地域の産業政策との整合を図るため不動産業等を対象外とする市町村等、多くの市町村で独自性が発揮されている。例えば、京都府内で導入促進基本計画を策定する23市町のうち6市町でも、雇用創出や環境保全に配慮した地域独自の計画を策定している。

また、支援措置の中でも固定資産税の特例措置の活用が多いが、計画によらない形式に基づき当該固定資産税の特例措置が得られるとの整理がなされないままに計画を廃止した場合、当該特例措置を受けられなくなる可能性がある。

したがって、導入促進基本計画の廃止は困難であると考ええる。

なお、市町村の規則・規程、要領、実施基準等に導入促進基本計画に記載すべき事項が明記されている場合、これらを引用することができると考えており、記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】

中小企業者の先端設備等の導入を促進するためには、市町村が地域の実情や地域独自の産業政策を踏まえて取り組むことが重要。本制度は、市町村が先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能とする等、独自性の高い制度である。他方、記載事項には、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

また、本制度は国の制度であり、先端設備等の導入が円滑かつ確実か、企業の生産性の向上に資するものであるかについて、国が実質的な確認を行う必要がある。

したがって、経済産業大臣への協議・同意を不要とすることは適切ではない。

【計画変更手続の簡素化について】

地域の人口構造や産業構造等の調査や分析は、導入促進基本計画において先端設備等の導入促進の目標を設定する際に必要な記載事項だが、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等における調査結果等を活用できるため、必ず新たに調査や分析を行うことを求めているわけではない。

すなわち、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すと共に、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。